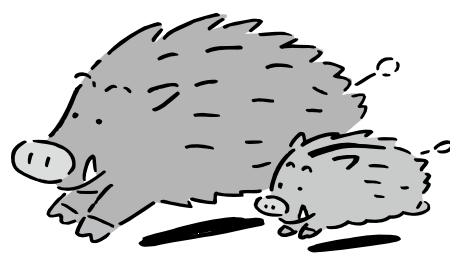


イノシシの被害に お困りのみなさんへ



捕獲を希望される 方は市へ連絡を

イノシシによる農林作物などへの被害は、水稲や野菜を中心として、恒常的に発生しています。

市では、このようなイノシシ被害の対策として、主に庄原市有害鳥獣捕獲班による捕獲を行っています。庄原市有害鳥獣捕獲班は各地域の猟友会の中から地域ごとに組織され、市の依頼を受けてくくりわなや銃器などにより有害鳥獣の捕獲を実施します。被害を受けた方からの依頼があり次第、市から各地域の捕獲班へ捕獲を依頼しますので、捕獲を希望される方は、まず市役所(最寄りの支所)へご連絡

絡ください。

自衛捕獲には 狩猟免許が必要です

くくりわな・箱わな・捕獲柵などの猟具で、イノシシを捕獲するには「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により網・わな猟免許の取得が必要ですので注意してください。網・わな猟免許を取得されている人で自らの農林作物などを守るため、自己所有地へくくりわななどの猟具を設置し、イノシシの捕獲を実施したい方は、市へイノシシの捕獲許可申請を行ってください。申請方法については市役所(最寄りの支所)へお問い合わせください。

また、網・わな猟免許の取得について、試験日程や講習会の日程が分かり次第、別途お知らせします。

わなの設置には 十分に注意を

くくりわな・箱わな・捕獲柵などの猟具で、イノシシを捕獲する際には、事故に十分に注意してください。以前には他の市町村で、イノシシ捕獲実施中に、小学生が箱わなに閉じ込められるという事故も発生しています。許可を受けてわなを設置する際には、わな設置場所や設置標示など安全確認及び対策を十分に行ってください。

有害鳥獣(イノシシ) 防除事業

●補助対象者

イノシシ被害の防止のため、平成18年度に有害鳥獣防除事業を実施しようとする方を対象とします。

●補助金額

●補助金交付申請手続き

平成18年9月29日までに、印鑑、資材購入領収証及び設置状況写真を持参し、農林振興課及び各支所地域振興課の窓口で申請してください。また、広島県北部農業共済組合と広島県東部農業共済組合でも申請を受け付けています。

●補助金交付

申請書に基づき、書類審査及び抽出により現地検査をした後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

●注意点

電気牧柵・トタン柵・ネット・フェンスなどの防除柵の設置については、細心の注意を払い、ガードレールなどの公共物に影響を与えたり、他人の迷惑にならないよう注意しましょう。

また、地域で話し合っており効果的な方法で設置しましょう。

●問い合わせ

農林振興課振興係

☎0824-73-1132

補助対象資材	補助率
電気牧柵・トタン柵 ネット・フェンス	原材料費の1/2以内で1世帯当り限度額75,000円とする。
捕獲柵	<ul style="list-style-type: none"> ●購入に要する経費の1/2以内で1基当り100,000円を限度とする。(同一年度で地域の場合3基まで、個人の場合1基まで) ●捕獲柵によるイノシシの捕獲許可を受けるには、網わな猟免許が必要となりますので、庄原市役所地域振興部農林振興課振興係までご相談ください。